官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目次

〔法律〕
○医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（九）　五
〔政令〕
○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行期日を定める政令（七）　三
○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令（八）　三
○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（九）　三
〔府令〕
○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則（内閣府四）　三
〔省令〕
○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する共有財産の返還時の手続に関する省令（厚生労働五）　四
○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第四十二条第一項の規定による権限の委任に関する省令（国土交通五）　四
○東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則の一部を改正する省令（同六）　五
○特需契約から生ずる紛争の調停付託手続等に関する省令等の一部を改正する省令（防衛二）　五
〔告示〕
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務三五）　四
○奄美群島振興開発特別措置法施行令の規定により事業を指定する告示の一部を改正する件（総務・農林水産・国土交通一）　四
○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（農林水産二五五）　四
〔公告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　四
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
税理士証票無効・登録抹消関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　七
会社その他
会社決算公告　九

本号で公布された法令のあらまし

◇医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（法律第九号）（厚生労働省）

一　健康保険法の一部改正関係

1　被扶養者に関する事項

被扶養者の要件について、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものであることを加えるとともに、この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を被扶養者としないこととした。（第三条第七項関係）

2　医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設に関する事項

㈠　国民保健の向上のための匿名診療等関連情報の利用又は提供

(1)　厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、匿名診療等関連情報（診療等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者㈡において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる診療等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した診療等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者であって、匿名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ次に定めるものを行うものに提供することができることとした。（第一五〇条の二第一項関係）

イ　国の他の行政機関及び地方公共団体

適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

ロ　大学その他の研究機関　疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

ハ　民間事業者その他の厚生労働省令で定める者　医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

(2)　厚生労働大臣は、(1)の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名診療等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律に規定する匿名医療保険等関連情報、介護保険法に規定する匿名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができることとした。（第一五〇条の二第二項関係）

㈡　匿名診療等関連情報の適切な管理

㈠の(1)の規定により匿名診療等関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名診療等関連情報利用者」という。）は、匿名診療等関連情報を取り扱うに当たっては、当該匿名診療等関連情報の作成に用いられた診療等関連情報に係る本人を識別するために、当該診療等関連情報から削除された記述等若しくは匿名診療等関連情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名診療等関連情報を他の情報と照合してはならないこと等とした。（第一五〇条の三～第一五〇条の六関係）

㈢　厚生労働大臣による是正命令等

(1)　厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者が㈡の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第一五〇条の八関係）

(2)　(1)の命令等に違反した匿名診療等関連情報利用者については、所要の罰則を科すこととした。（第二〇七条の三及び第二一三条の二第一号関係）